

主な施設基準の届出状況等

平成21年8月27日 第33回社会保障審議会医療保険部会 参考資料3

- 診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、各年7月1日現在における届出状況を取りまとめたものである。
- 平成20年度に新設された項目については、**新**を付している。
- 届出状況については、地方厚生(支)局において閲覧に供することとしている。

○ 病床を有する保険医療機関数の推移

		平成18年	平成19年	平成20年
病院	施設数	9,161	8,986	8,855
	病床数	1,575,178	1,563,065	1,559,914
有床診療所	施設数	12,508	11,907	11,594
	病床数	152,147	149,501	144,710

1 初診料関係

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
新 夜間・早朝等加算	・1週間当たりの表示診療時間の合計が30時間以上の診療所 等	-	-	(診療所数) 36,881
電子化加算	(許可病床数が400床未満の保険医療機関のうち)	5,026	6,135	6,402
	・診療報酬請求に係る電算処理システムの導入	53,386	69,749	85,241
	・個別の費用ごとに区分して記載した領収証の交付			
	・その他選択的に具備すべき要件のいずれかに該当			
	選択的要件別内訳 (複数選択あり 病院・診療所計)			
	光ディスク等による請求	5,789	7,250	11,656
	試行的オンラインシステムを活用した請求	446	581	1,511
	求めがあった時に詳細な明細書を交付し、その旨を院内の分かりやすい場所等に表示	46,500	62,164	77,821
	バーコード、電子タグ等による医療安全対策	550	710	927
	インターネットを活用した予約システム	1,647	2,032	3,054
	診療情報の電子的提供	4,678	5,837	7,984
	検査、投薬等に係るオーダーリングシステム	3,306	4,651	5,507
	電子カルテによる診療録管理	11,124	14,512	19,812
	医用画像管理システム	8,272	10,967	19,480
	遠隔医療支援システム	76	99	126

2 入院料等関係

(1) 入院基本料

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:医療機関数/中段:病棟数/下段:病床数)		
			平成18年	平成19年	平成20年
一般病棟入院基本料	・一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分		5,629 17,102 731,566	5,534 16,038 715,413	5,437 15,207 700,358
療養病棟入院基本料	・療養病棟における医療区分等に応じて区分		3,741 5,881 220,071	3,708 5,749 209,968	3,650 4,992 211,592
結核病棟入院基本料	・結核病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から20対1に区分		236 275 9,696	236 265 9,220	225 240 8,177
精神病棟入院基本料	・精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて10対1から20対1に区分		1,385 3,854 207,385	1,381 3,600 197,812	1,335 3,362 188,796
特定機能病院入院基本料	・特定機能病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から10対1に区分	一般病棟	81 1,443 64,596	81 1,440 63,799	82 1,472 64,523
		結核病棟	13 12 238	14 14 238	14 14 238
		精神病棟	72 75 3,422	72 76 3,345	73 78 3,385
	・特定機能病院の結核病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分				
	・特定機能病院の精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分				
専門病院入院基本料	・専門病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から13対1に区分		16 129 5,652	20 133 5,890	20 138 6,151
障害者施設等入院基本料	・児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設等の一般病棟 ・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟 ・上記について、看護実質配置・看護師比率に応じて10対1から15対1に区分		590 1,187 44,693	778 1,403 60,521	816 1,497 62,116
有床診療所入院基本料	・看護配置に応じて1及び2に区分		8,703 - 107,310	8,485 - 106,494	8,022 - 102,064
有床診療所療養病床入院基本料	・看護配置及び看護補助配置基準を満たしたもの		1,670 - 13,103	1,283 - 10,594	1,247 - 10,443

(2) 入院基本料等加算

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数／下段:病床数)			
		平成18年	平成19年	平成20年	
入院時医学管理加算	・特定機能病院及び専門病院入院基本料を算定する病棟を有する病院以外の病院 ・急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されている ・病院勤務医の負担の軽減に資する体制が整備されている 等	192 -	206 -	(改) 88 -	
臨床研修病院入院診療加算	・単独型又は管理型臨床研修病院、協力型臨床研修病院 ・診療録管理体制加算の届出を行っている 等	1,203 -	1,259 -	1,365 -	
新 超急性期脳卒中加算	・脳卒中の診療につき十分な経験を有する専任の常勤医師の配置 ・薬剤師が常時配置されている 等	- -	- -	651 -	
新 妊産婦緊急搬送入院加算	・緊急の分娩にも対応できる十分な整備 等	- -	- -	1,273 -	
診療録管理体制加算	・1名以上の診療記録管理者の配置 ・診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備 等	2,457 703,720	2,718 746,799	2,913 783,669	
新 医師事務作業補助体制加算	・急性期医療を担う病院 ・医師の事務作業を補助することに十分な体制が整備 等	- -	- -	730 179,177	
特殊疾患入院施設管理加算	・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟又は精神病棟 ・看護要員の実質配置が10対1以上 等	883 56,051	856 55,646	872 65,907	
新生児入院医療管理加算	・新生児入院医療管理が必要な新生児を概ね7割以上入院させている一般病棟の病室 ・小児科医師の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師数の比が6対1以上 等	72 742	70 722	78 825	
療養環境加算	・1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上ある病室 等	1,775 209,430	1,958 226,662	2,848 245,054	
重症者等療養環境特別加算	・常時監視を要し、重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等の配置 ・個室又は2人部屋の病床であって、重症者等を入院させるのに適したもの 等	2,375 -	2,428 -	2,469 -	
療養病棟療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されている 機能訓練室、適切な施設 ・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 等 ・床面積、廊下幅等に応じて1～4に区分	1	1,387 85,156	1,547 98,710	1,611 101,269
		2	906 33,050	707 33,315	655 26,803
		3	946 31,436	930 40,539	903 34,005
		4	171 7,487	160 7,387	153 6,919

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
診療所療養病床療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室 ・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置 ・上記について、1床あたりの床面積・廊下幅、食堂・談話室の有無等に応じて1及び2に区分 等	720 4,590	662 4,788	603 4,708
		1,135 7,546	948 6,444	820 5,732
緩和ケア診療加算	・緩和ケアに係る専従のチーム(医師2名、看護師及び薬剤師)の設置 ・(財)日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている 等	66 -	87 -	87 -
精神科応急入院施設管理加算	・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県知事が指定する精神病院 ・医療保護入院のための必要な専用病床の確保 等	209 -	232 -	246 -
精神病棟入院時医学管理加算	・医療法施行規則に定める医師の員数(療養病棟に係るものに限る)以上の配置 ・当該地域の精神科救急医療体制確保のため整備された精神科救急医療施設 等	283 -	309 -	293 -
新精神科地域移行実施加算	・地域移行を推進する部門を設置、組織的に実施する体制が整備 ・当該部門に専従の精神保健福祉士が配置 等	- -	- -	243 -
新精神科身体合併症管理加算	・当該病棟に専任の内科又は外科の医師が配置 ・精神科以外の診療科の医療体制との連携が取られている病棟 等	- -	- -	874 -
児童・思春期精神科入院医療管理加算	・20歳未満の精神疾患を有する患者を概ね8割以上入院させる病棟又は治療室 ・当該病棟又は治療室に常勤医師が2名以上配置(うち1名以上は精神保健指定医) ・看護師の実質配置が10対1以上 等	9 520	13 631	15 671
がん診療連携拠点病院加算	・がん診療連携拠点病院の指定を受けている 等	134 -	301 -	358 -
栄養管理実施加算	・常勤の管理栄養士が1名以上配置されている ・患者の入院時に患者ごとの栄養状態の評価を行い、医師、管理栄養士等医療従事者が共同して、入院患者ごとの栄養状態、摂食機能等を考慮した栄養管理計画を作成 等	7,995 -	8,337 -	8,449 -
医療安全対策加算	・医療安全対策に係る研修を受けた専従の薬剤師、看護師等を医療安全管理者として配置 ・医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制を整備 ・当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置 等	1,080 423,249	1,409 505,528	1,522 529,515
褥瘡患者管理加算	・適切な褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価の体制がとられている ・褥瘡対策を行う適切な設備を有する 等	7,564 1,246,145	7,602 1,244,381	7,739 1,235,131
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	・褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等を褥瘡管理者として配置 ・褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行う体制の整備 等	186 -	280 -	344 -
新ハイリスク妊娠管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する医師が1名以上配置 等	- -	- -	1,722 -

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
ハイリスク分娩管理加算	- 専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が3名以上配置 - 常勤の助産師が3名以上配置 1年間の分娩実施件数が120件以上で、実施件数等を当該保険医療機関に掲示 等	702 281,194	708 267,079	623 240,549
新退院調整加算	- 病院にあつては退院調整に関する部門を設置、当該部門に十分な経験を有する専従の看護師又は社会福祉士が1名以上配置 - 診療所にあつては退院調整を担当する専任の者が配置 等	-	-	2,613
新後期高齢者総合評価加算	- 後期高齢者の総合的な機能評価を適切に実施 - 後期高齢者の総合的な機能評価に係る研修を受けた医師又は歯科医師が1名以上配置 等	-	-	1,041
新後期高齢者退院調整加算	- 後期高齢者の総合的な機能評価を適切に実施 - 病院にあつては退院調整に関する部門を設置、当該部門に十分な経験を有する専従の看護師又は社会福祉士が1名以上配置 - 診療所にあつては退院調整を担当する専任の者が配置 等	-	-	2,621

(3) 特定入院料

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
救命救急入院料	- 救命救急センターを有する病院 - 重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師及び看護師の常時配置 - 重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設 等 - 特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているかに応じて1及び2に区分	188 4,772	197 5,602	202 6,453
特定集中治療室管理料	- 集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 - 常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 - 集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	554 3,750	569 3,966	592 4,307
ハイケアユニット入院医療管理料	- 常時、入院患者数と看護師数の比が4対1以上 - 特定集中治療室に準じる設備 - 重症度等を満たしている患者8割以上 等	52 670	59 685	68 776
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	- 病院の治療室を単位とし、治療室の病床数は30床以下 - 脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師の常時配置 - 常時、入院患者数と看護師数の比が3対1以上	28 186	49 289	58 355
新生児特定集中治療室管理料	- 集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 - 常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 - 集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	199 1,302	199 1,280	198 1,329

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
総合周産期特定集中治療室管理料	- 集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 - 常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 - 集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	66	72	75
		(病床数) 501	(病床数) 486	(病床数) 600
		(病床数) 732	(病床数) 831	(病床数) 781
母体・胎児集中治療室管理料				
新生児集中治療室管理料				
広範囲熱傷特定集中治療室管理料	- 集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 - 常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 - 集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	24	24	25
		51	51	52
一類感染症患者入院医療管理料	常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 等	15	16	19
		83	35	79
特殊疾患入院医療管理料	- 脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させている病室 - 看護要員の実質配置が10対1以上 - 病棟における5割以上が看護職員(うち2割以上以上が看護師) 等	62	52	39
		1,154	817	606
小児入院医療管理料	- 特定機能病院以外の病院で小児科を標榜している病院 - 医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 等 - 常勤医師数、平均在院日数及び看護配置等に応じて1～4に区分			35
				2,704
		1	165	187
		8,301	9,166	7,986
		2	290	329
		8,277	9,029	8,868
回復期リハビリテーション病棟入院料	- 病棟における回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が8割以上入院 - 看護職員の実質配置(4割以上が看護師)が15対1以上 - 看護補助者の実質配置が30対1以上 等 - 新規入院患者のうち重症の患者の割合等に応じて1及び2に区分			195
		1		(病棟数) 115
		一般病棟		(病床数) 5,047
		療養病棟		(病棟数) 140
				(病床数) 6,555
			670	716
2			794	
		一般病棟	(病棟数) 326	(病棟数) 311
			(病床数) 14,326	(病床数) 13,770
		療養病棟	(病棟数) 470	(病棟数) 561
			(病床数) 21,731	(病床数) 25,296

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
亜急性期入院医療管理料	・看護職員の実質配置が13対1以上 ・いずれかの疾患別リハビリテーション料を届出している ・退院患者のうち、転院した者等を除く割合が6割以上 等	848 10,102	981 11,474	1,017 11,951
	・一般病床のうち、当該病室の病床数の割合等に応じて1及び2に区分			45 900
特殊疾患病棟入院料	・看護要員の実質配置(5割以上が看護職員)が10対1以上 ・看護職員の2割以上が看護師 等	114 6,386	92 5,117	84 4,251
	・該当患者の症状等に応じて1及び2に区分	190 12,490	144 8,982	109 7,739
緩和ケア病棟入院料	・末期の悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の罹患患者が入院 ・看護師の実質配置が7対1以上 等	164 3,135	181 3,498	193 3,780
精神科救急入院料	・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上 ・当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に5名以上の精神保健指定医の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 等 ・精神科救急医療施設 等	22 1,481	32 2,023	42 2,615
精神科急性期治療病棟入院料	・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・精神科救急医療施設 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に2名以上の精神保健指定医の配置 等 ・看護配置等に応じて、1及び2に区分	163 7,517	198 9,997	219 10,967
		10 516	14 709	20 1,016
新精神科救急・合併症入院料	・救命救急センターを有する病院 ・当該医療機関に精神科医5名以上且つ当該病棟に精神保健指定医3名以上の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 等	— —	— —	0 0
精神療養病棟入院料	・長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 等 ・精神保健指定医・看護配置等に応じて、1及び2に区分	794 72,413	799 94,021	819 90,382
	・当該病棟において、看護職員の最小必要数の割合が2割以上 等 ・看護配置等に応じて、1及び2に区分 ※平成20年度より取りまとめを実施	— —	— —	373 —
認知症病棟入院料				62 —

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
診療所後期高齢者医療 管理料	・看護師の実質配置が15対1以上 ・看護職員又は看護補助者を1名以上配置し、夜間における緊急時の体制を整備 ※平成20年度より取りまとめを実施	-	-	335
		-	-	1,454

3 短期滞在手術基本料

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:診療所数)		
			平成18年	平成19年	平成20年
短期滞在手術基本料	・麻酔の形態、回復室の有無、看護配置等に応じて、1及び2に区分	1	89	90	93
			98	105	111
		2	110	114	123
			34	37	38

4 医学管理等

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
			平成18年	平成19年	平成20年
ウイルス疾患指導料	・専任の医師、専従の看護師、専任の薬剤師の配置 ・当該療法を行うにつき十分な体制及び構造設備 等		46	54	54
			0	1	2
高度難聴指導管理料	・人工内耳埋込術の施設基準を満たすか、十分な経験を有する常勤医師配置 等		702	697	690
			2,026	2,099	2,204
喘息治療管理料	・専任の看護師又は准看護師の常時1人以上配置 ・喘息治療管理を行うにつき必要な器械・器具の具備、緊急時の入院体制の確保 等		237	245	274
			173	194	253
新糖尿病合併症管理料	・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤医師配置 ・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤看護師配置 等		-	-	386
			-	-	121
小児科外来診療料	・小児科を標榜する医療機関		1,324	1,285	1,272
			15,344	15,393	15,690
地域連携小児夜間・休日 診療料	・当該保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師と別の保険医療機関を主たる 勤務先とする小児科担当医師との連携体制 等 ・医師の配置、24時間診療体制の有無に応じて1及び2に区分	1	87	86	95
			219	231	252
		2	50	62	64
			3	3	3

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
ニコチン依存症管理料	・禁煙治療の経験を有する医師、専任の看護職員の配置 ・医療機関の敷地内禁煙 等	554 2,362	934 3,928	1,196 5,604
開放型病院共同指導料 (Ⅰ)	・当該病院の存する地域の全ての医師、歯科医師の利用の為に開放され、専用の病床を有する病院 等	729 -	761 -	796 -
地域連携診療計画管理料	・対象疾患は大腿骨頭部骨折及び脳卒中 ・一般病棟の入院患者の平均在院日数が17日以内 等	78 -	209 -	改 405 -
地域連携診療計画退院時指導料	・地域連携診療計画管理料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者を受け入れることができる体制が整備されている 等	164 58	604 144	改 1,274 205
ハイリスク妊産婦共同管理料	・産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関である ・年間分娩件数、ハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関の名称等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している 等	(Ⅰ) 122	191	236
		340	498	646
		(Ⅱ) 157 -	184 -	-
新医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等 ・臨床工学技士、医師配置等に応じて、1及び2に区分	1	- -	2,103 186
		2	- -	389 7
薬剤管理指導料	・薬剤師の配置 ・医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設 等	5,531 -	5,563 -	5,603 8
新後期高齢者診療料	・診療所又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しない病院 ・後期高齢者の身心の特性を踏まえた当該療養を行うにつき必要な研修を受けた常勤医師が配置	- -	- -	25 9,538
在宅療養支援診療所	・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等	9,434	10,477	11,450
新在宅療養支援病院	・当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しない ・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等	-	-	7

5 在宅医療

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
在宅時医学総合管理料	・診療所又は許可病床数が200床未満の病院 ・在宅医療の調整担当者が1名以上配置されている 等	732 14,409	852 15,856	1,039 17,263
在宅末期医療総合診療料	・在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に係る施設基準の届出を行っていること ・在宅末期医療を提供するにつき必要な体制の整備、緊急時の入院体制の整備 等	- 8,177	- 8,736	6 9,574
在宅患者訪問薬剤管理指導料	・行う旨を地方厚生(支)局長に届け出た保険薬局	(薬局数) 34,448	(薬局数) 35,667	(薬局数) 37,550

6 検査

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
血液細胞核酸増幅同定検査	・院内検査を行っている病院、診療所 ・臨床検査を専ら担当する常勤医師の配置 等	466 1	447 1	456 2
検体検査管理加算	・院内検査を行っている病院、診療所 等 ・臨床検査を担当する常勤医師の有無、常勤臨床検査技師の配置の有無等に 応じて、1～3に区分	1 3,428 217 ----- 2 757 1	1 3,481 241 ----- 2 760 1	1 3,402 240 ----- 2 1,617 30 ----- 3 548 1
新 遺伝カウンセリング加算	・遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤医師が配置 ・患者又はその家族に対して、カウンセリングの内容が文書交付され、説明がなされている	- -	- -	90 13
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	381 5	387 4	451 2
人工臓臓	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	(医療機関数) 87	(医療機関数) 85	(医療機関数) 51
長期継続頭蓋内脳波検査	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	259 -	264 -	280 -
光トポグラフィー	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 等	0 0	0 0	0 0
神経磁気診断	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・3年以上の経験を有する常勤医師の配置 等	25 1	25 1	28 1

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
新 神経学的検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	-	-	1,144
		-	-	779
中枢神経磁気刺激による誘発筋電図	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 等	8 0	9 0	6 0
補聴器適合検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な装置・器具 等	233 213	245 234	256 258
コンタクトレンズ検査料1	・当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が3割未満である 等	1,353 5,595	1,398 5,712	1,276 5,526
小児食物アレルギー負荷検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	386 8	410 13	509 184

7 画像診断

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
			平成18年	平成19年	平成20年
画像診断管理加算	・放射線科を標榜する医療機関 ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・画像診断を専ら担当する常勤医師により、すべての核医学診断、コンピュータ断層診断が行われているか等に応じて1及び2に区分	1	751 156	792 164	875 195
		2	(病院数) 868	(病院数) 854	(病院数) 891
遠隔画像診断	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関 ・画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器、施設 等	送信側	57 18	90 30	117 42
	(受信側)・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	受信側	32 -	51 -	60 -
ポジトロン断層撮影(PET)	・画像診断を担当する常勤医師の配置 ・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定)		82 25	110 34	141 38
ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(PET-CT)	・画像診断を担当する常勤医師の配置 ・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定)		74 28	118 33	149 41

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
CT撮影	・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等	2,370 434	3,122 738	3,692 1,047
MRI撮影	・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等	1,561 163	1,770 238	1,907 285
⑨冠動脈CT撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該特殊撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	- -	- -	314 6
⑨心臓MRI撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該特殊撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	- -	- -	454 0

8 注射

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
外来化学療法加算	・必要な機器及び十分な専用施設 等 ・看護師及び薬剤師が化学療法の経験を5年以上有するか等に応じて、1及び2に区分	1,228 171	1,440 282	1 2 1,074 72 612 287
⑨無菌製剤処理料	・無菌製剤処理を行うにつき十分な施設 ・無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されている 等	-	-	(医療機関数) 1,704
		-	-	(薬局数) 168

9 リハビリテーション

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)					
		平成18年		平成19年		平成20年	
心大血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ)					
		160		217		286	
	(Ⅱ)	1		1		5	
		123		122		111	
脳血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)～(Ⅲ)に区分						
		I		I		I	
		1,495		1,808		1,980	
		49		60		61	
						II	
						1,060	
運動器リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分						
		(Ⅰ)					
		4,225		4,466		4,637	
		2,677		3,103		3,292	
呼吸器リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ)					
		2,435		2,561		2,719	
		69		87		105	
		(Ⅱ)					
難病患者リハビリテーション料	・専任の常勤医師、専従の従事者 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	1,016		997		967	
		175		168		165	
		51		45		41	
		52		51		51	
障害児(者)リハビリテーション料	・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	221		205		220	
		68		66		94	
新 集団コミュニケーション療法料	・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	-		-		1,028	
		-		-		93	

10 精神科専門療法

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
			平成18年	平成19年	平成20年
精神科ショート・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて、大規模、小規模に区分	大規模なもの	301 57	369 80	416 90
		小規模なもの	247 76	279 121	306 152
精神科デイ・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて、大規模、小規模に区分	大規模なもの	605 160	639 177	663 187
		小規模なもの	444 266	442 268	435 275
精神科ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等		120 75	122 85	127 93
精神科デイ・ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等		234 93	260 102	277 113
医療保護入院等診療料	・常勤精神保健指定医1名以上 ・行動制限最小化に係る委員会の設置 等		1,199 0	1,219 0	1,247 0

11 処置

	施設基準の概要		届出医療機関数		
			平成18年	平成19年	平成20年
エタノールの局所注入	・専門の知識及び5年以上の経験医師 ・必要な器械・器具の具備 等	甲状腺	212	268	346
		副甲状腺	186	243	321

12 手術

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成18年	平成19年	平成20年
内視鏡下椎弓切除術、内視鏡下椎間板摘出(切除)術(後方切除術に限る)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	69	83	103
内視鏡下椎間板摘出(切除)術(前方摘出術に限る)、内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	7	6	6
新 頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うものに限る。)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	40
脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術又は脳刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	482	498	520
脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	672	709	732
人工内耳埋込術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	96	96	99
新 上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	24
同種死体肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	6	6	6
新 生体部分肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	5
経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	263	256	308
経皮的中心隔心筋焼灼術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	282	294	315
ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	2,713	2,734	2,958
両心室ペースメーカー移植術、両心室ペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	235	266	291
埋込型除細動器移植術及び埋込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	251	292	328
新 両室ペーシング機能付き埋込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き埋込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	216

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成18年	平成19年	平成20年
大動脈バルーンパンピング法(IABP法)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	1,566	1,595	1,617
補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	152	149	143
埋込型補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	5	5	5
同種心移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	7	6	6
同種心肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	3	3	3
体外衝撃波胆石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	416	423	429
生体部分肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	68	68	72
同種死体肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	9	10	12
同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	8	8	10
新 腹腔鏡下小切開副腎摘出術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	32
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	866	889	897
新 腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	34
同種死体腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	126
生体腎移植術	※平成20年度より施設基準を設けている。	-	-	148
新 焦点式高エネルギー超音波療法	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	4

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成18年	平成19年	平成20年
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	27	35	41
新 腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	-	35
医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術	・必要な体制及び医師の配置 ・実施件数の院内掲示、手術内容の患者への説明及び文書提供 等	3,970	4,645	4,677
輸血管理料	・必要な医師及び従事者の配置 ・輸血製剤の適正使用 等	(I) 138	217	260
	・医師及び従事者の配置等に応じて(I)及び(II)に区分 (II)	606	733	827

13 麻酔

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成18年	平成19年	平成20年
麻酔管理料	・算定する旨を地方厚生(支)局長へ届け出た麻酔科を標榜する保険医療機関	2,710	2,739	2,800

14 放射線治療

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成18年	平成19年	平成20年
放射線治療専任加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	423	438	452
新 外来放射線治療加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師及び診療放射線技師が1名以上配置 ・当該治療を行うために必要な機器、施設 等	-	-	412
高エネルギー放射線治療	・年間合計100例以上実施 等	558	575	589
新 強度変調放射線治療(IMRT)	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	-	-	47
直線加速器による定位放射線治療	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	131	159	195

15 テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製料

	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段: 病院数/下段: 診療所数)		
			平成18年	平成19年	平成20年
術中迅速病理組織標本作製	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側)・病理診断を担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	42 0	58 1	69 0
		受信側	21 -	30 -	36 -

16 歯科

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成18年	平成19年	平成20年
地域歯科診療支援病院 歯科初診料	・常勤の歯科医師、看護職員及び歯科衛生士の配置 ・当該歯科医療にかかる紹介率 等	176	152	224
新 歯科外来診療環境体制加算	・歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤歯科医師の配置 ・歯科衛生士の配置、緊急時の対応を行うにつき必要な体制の整備 等	-	-	2,868
臨床研修病院入院診療加算	・単独型若しくは管理型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院 ・研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認する体制 ・臨床研修を行うにつき十分な体制の整備 等	48	96	80
新 地域歯科診療支援病院入院加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に係る届出を行っていること ・地域において歯科診療を担う別の保険医療機関との連携体制が確保されていること	-	-	86
新 医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等	-	-	75
歯科治療総合医療管理料	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されていること ・歯科衛生士又は看護師の配置 等	10,652	10,391	10,544
新 在宅療養支援歯科診療所	・後期高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置 ・当該地域において、在宅療養を担う保険医、介護・福祉関係者等との連携体制が整備 等	-	-	3,039
地域医療連携体制加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出をした病院等と連携している診療所 ・緊急時の連携体制の確保 等	8,791	8,586	8,578
新 齲蝕歯無痛的窩洞形成加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等	-	-	1,436
歯科点数表第2章第9部の通則4に掲げる手術	・必要な体制の整備及び歯科医師の配置 ・実施件数の院内掲示、手術内容の患者への説明及び文書提供 等	79	99	72

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成18年	平成19年	平成20年
⑨ 歯周組織再生誘導手術	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が1名以上配置	-	-	4,936
補綴物維持管理料	・補綴物の維持管理を行う旨を地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関	66,639	67,270	67,372
歯科矯正診断料	・障害者自立支援法に基づく都道府県知事の指定 ・十分な専用施設 等	780	894	967
顎口腔機能診断料	・障害者自立支援法に基づく都道府県知事の指定 ・十分な専用施設 等	659	690	756

17 調剤

	施設基準の概要	届出薬局数		
		平成18年	平成19年	平成20年
⑨ 後発医薬品調剤体制加算	・処方せんの受付回数のうち、後発医薬品を調剤した処方せんの受付回数の割合が3割以上 ・後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨、後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を当該保険薬局の見えやすい場所に掲示 等	-	-	34,941

18 その他

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成18年	平成19年	平成20年
入院時食事療養(Ⅰ)	・管理栄養士又は栄養士により行われている ・「厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法」に規定する基準に該当する保険医療機関でない 等	8,377 1,733	8,420 1,823	8,414 1,811